

平成25年3月28日	資料 1
第7回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ	

# 後期高齢者支援金の加算・減算制度の 実施に係る実務的課題の整理について

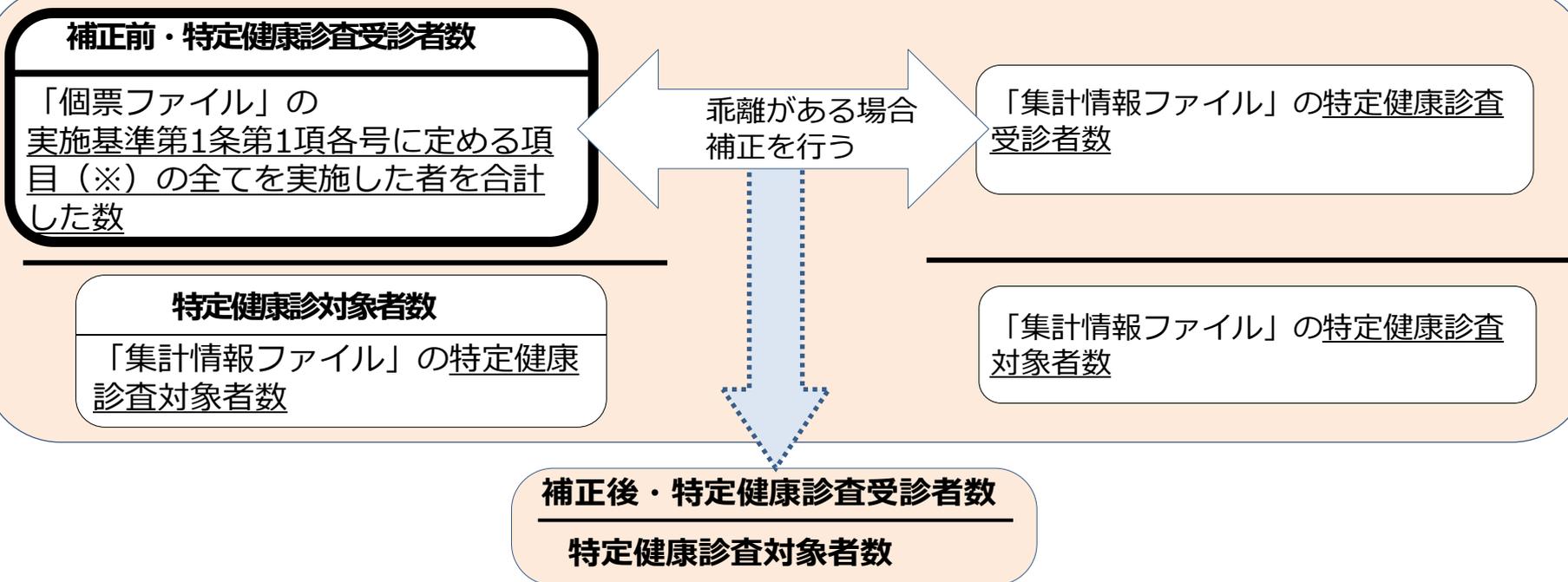
### 加算・減算制度における特定健診・特定保健指導の実施率の算出におけるルール（案）

- 加算・減算制度における特定健診・特定保健指導の実施率は、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果（保発第710003号平成20年7月10日）」（※）により保険者が提出する情報に基づいて、算出を行う。
- 加算・減算制度における特定健診・特定保健指導の実施率については、原則として、「健診結果・質問表情報、保健指導情報（以下、「個票ファイル」）という。」に基づいて算出する。
- 厚生労働省は、加算・減算対象保険者に該当する見込み等の保険者について、「個票ファイル」の情報と「特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル（以下、「集計情報ファイル」）という。）」の情報を比較し、乖離がないか確認をする。
- 厚生労働省は、「個票ファイル」の情報と「集計情報ファイル」の情報に乖離がある場合、保険者に対し確認を行い、誤りがある場合は、「個票ファイル」に基づく情報を補正できるものとする。なお、「個票ファイル」の修正を求めるかどうかについては、引き続き検討を行う。

# <論点1> 加算・減算制度を行う際の特定健康診査の実施率の計算

- 特定健康診査の実施率の計算をする際は、以下のとおり算出することとしてはどうか。
  - ・ 特定健康診査対象者数は、原則として、「集計情報ファイル」の「特定健康診査対象者数」を用いることとする。
  - ・ 特定健康診査受診者数は、原則として、「個票ファイル」の階層化に必要な検査項目を実施している者を合計した数とする。しかしながら、「集計情報ファイル」の「特定健康診査受診者数」と乖離が認められる場合は、原則、保険者に確認を行い、「個票ファイル」に基づく数に誤りがあると認められる場合は、補正を認めることとし、補正を行った後の値で判断することとする。

## 加算・減算制度における特定健康診査実施率の補正のイメージ（太囲が補正対象）



※1 既往歴、自覚症状、他覚症状、BMI、血圧、GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDL、LDL、血糖検査、尿糖、尿蛋白

※2 階層化に必要な項目については、社会保険診療報酬支払基金におけるチェックが行われている項目であり、一定の質が担保された項目であること等から、特定健康診査対象者数を算出する際は、原則、階層化に必要な項目を満たしている者の合計数を用いるものとする。

## <論点1> 加算・減算制度を行う際の特定保健指導の実施率の計算①

- 特定保健指導の実施率の計算をする際は、以下のとおり判断することとしてはどうか。
  - ・ 特定保健指導対象者数は、原則、「個票ファイル」の「保健指導レベル」の項目に、「1：積極的支援又」は「2：動機付け支援」と記載された者の合計数とする。しかしながら、「集計情報ファイル」の「特定保健指導の対象者数」と乖離がある場合は保険者に確認を行い、「個票ファイル」に基づく数に誤りがあると認める場合は、補正を認めることとし、補正後の値で判断する。
  - ・ 特定保健指導終了者数は、原則、①と②を合計した数とする。
    - ① 積極的支援終了者  
6ヶ月後の評価の実施日付が記載された者であって（6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数が記載されているものを含む）、継続的支援によるポイントの合計が180ポイント以上である者
    - ② 動機付け支援終了者  
6ヶ月後の評価の実施日付が記載された者（6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数が記載されているものを含む）

しかしながら、「集計情報ファイル」の「特定保健指導の終了者数」と乖離がある場合は保険者に確認を行い、「個票ファイル」に基づく数に誤りがあると認められる場合は、補正を認めることとし、補正後の値で、判断する。

# <論点1> 加算・減算制度を行う際の特定保健指導の実施率の計算②

## 加算・減算制度における特定保健指導実施率の補正イメージ（太囲が補正対象）

### 補正前・特定保健指導の終了者数

「個票ファイル」の下記①及び②を合算した数

#### ① 積極的支援

6ヶ月後の評価の実施日付が記載され  
(6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数が記載されているものを含む。)、継続的支援によるポイント(合計)が180ポイント以上である者

#### ② 動機付け支援

6ヶ月後の評価の実施日付が記載された者  
(6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数が記載されているものを含む。)

乖離がある場合  
補正を行う

「集計情報ファイル」の特定保健指導の終了者数(※)

### 補正前・特定保健指導対象者数

「個票ファイル」の保健指導レベルの項目に、1:動機付け支援又は2:積極的支援と記載された者の合計

乖離がある場合  
補正を行う

「集計情報ファイル」の特定保健指導の対象者数

### 補正後・特定保健指導終了者数

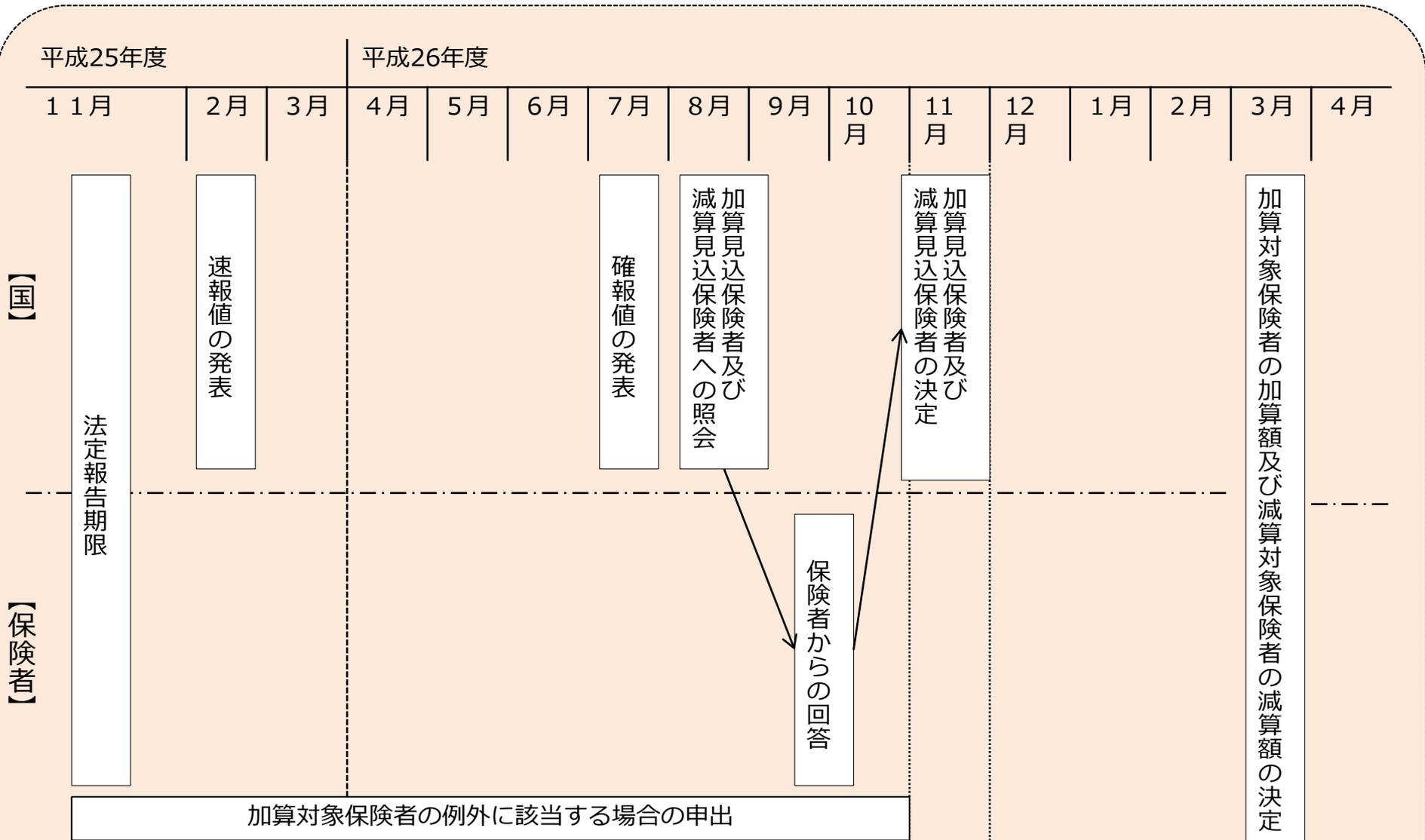
### 補正後・特定健康診査対象者数

※報告期限までに完了できなかったものの、その後完了した特定保健指導の実施状況に関する結果は、報告対象年度の翌年度の報告に含めることとし、報告対象年度からは除外するとの取扱いは引き続き行うこととする。

### 加算・減算制度における特定健診・特定保健指導の実施率の算出におけるルール（案）

- 加算対象保険者の例外に係る要件の1つである、「特定健康診査の実施率が保険者種類別の平均値以上であること」の保険者種類別の平均値については、「個票ファイル」に基づき作成することとする。

# <参考> 加算・減算制度を行う際の特定健診・特定保健指導の実施率の計算におけるスケジュール（案）



※ 速報値は、集計情報ファイルに基づき作成しており、確報値は個票ファイルに基づき作成。

※ 加算見込保険者及び減算見込保険者への照会は、原則、個票ファイル及び集計情報ファイルに基づき算出した実施率に基づき行う予定